

これからどうなるの？



テレビや新聞などで、中国の船が尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入していると報道されていますが・・・。



中国漁船から衝突を受けた海上保安庁の巡視船「みずき」
【出典：海上保安レポート 2011（注は筆者）】

衝突時の状況を撮影したビデオ映像が、インターネットの動画サイトや、テレビで紹介されました。

これにより、衝突時の様子が、世界中の人々に明らかにされました。



大切なことは・・・

◆ 国際社会とルール

国際社会では、各国家は、互いの主権を尊重し合わなければなりません。また、国際化が進む今日では、国家は相互に依存関係を強めています。

国家同士がよりよい関係を結ぶために、各国には、国際法を尊重し、協調の精神をもって行動することが、大切です。

◆ 国家と外交

国家同士が、互いの利益や国際社会の秩序を確保し合うために、外交が必要となります。外交は、国際法などの国際社会のルールに基づいて行われなければなりません。

しかし、世界で起こっている紛争や戦争は、外交が行き止まった結果であることが多いことも事実です。

そうした事態を回避する努力が、全ての国に求められています。



学習に役立つwebサイト

☆ 外務省 [アジア 日中関係 (尖閣諸島をめぐる情勢)]
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>

☆ 海上保安庁 [海上保安レポート (尖閣諸島をめぐる情報)]
http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2015/html/tokushu/toku15_02-1.html

尖閣諸島に関する主なできごと②

平成16 (2004) 年 3月24日	中国人活動家7人が魚釣島に上陸。沖縄県警察が不法入国で逮捕し、7人を強制退去
平成22 (2010) 年 9月 7日	尖閣諸島周辺の領海内で、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突
平成24 (2012) 年 3月 2日	政府が尖閣諸島周辺で、無名だった4島に命名したことを公表
7月 6日	政府が、石原東京都知事 (当時) に、国有化方針を説明
8月15日	中国人活動家7人が、魚釣島に上陸。沖縄県警察が、不法入国で逮捕し、7人を強制退去
9月11日	政府、尖閣諸島を国有化
9月15日～18日	中国各地で、大規模な反日デモが発生。日本大使館や総領事館へ投石、日本企業のスーパーや工場に対する大規模な破壊、略奪・放火等の行為
12月 4日	中国公船が、尖閣諸島周辺の領海内に侵入
平成25 (2013) 年 11月23日	中国が尖閣諸島を含む防空識別圏を一方的に設置
平成26 (2014) 年 4月23日	米大統領が尖閣諸島について、日本の施政下にあり日米安全保障条約の適用範囲にあることを明言
12月25日	内閣府「尖閣諸島に関する世論調査」の結果公表
平成27 (2015) 年 12月27日	武器を搭載した中国公船が日本の接続水域内に侵入
平成28 (2016) 年 8月11日	周辺地域で中国漁船とギリシア籍大型貨物船が衝突。海上保安庁巡視船が中国漁船乗組員6名を救助

平成24年の国有化後、領海侵犯した船の数 延べ350隻 (平成28年末現在)



魚釣島と海上保安庁の巡視船
魚釣島灯台 海上保安庁が保守・管理している
【出典：海上保安レポート 2011】

発行日：平成24年12月10日 (初版発行)
平成29年 4月 1日 (改訂版発行)

発行：武蔵村山市教育委員会
〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
電話 042-565-1111 (内線 435・438)

※ 写真：1 産経新聞社 2 福岡県八女市webサイトより
3・5・6 アサヒグラフ (昭和55年5月5日号) より
4・7・8 外務省webサイトより

武蔵村山市立学校 小・中学生のための 領土について理解を深める学習資料 ①

せんかくしょとう

尖閣諸島

【領土とは】 地図を見ると、海上に日本と外国の国境線が引かれており、日本の領域が示されています。領域とは、主権 (他の国から支配や干渉されない独立の権利) の及ぶ範囲であり、陸地を領土、その周辺海域 (干潮時の海岸線から12海里 [約22.2 km]) を領海、それらの上空を領空と言います。

尖閣諸島

◎沖縄県石垣市
北緯 25 度 44 分～ 56 分
東経 123 度 30 分～124 度 34 分



尖閣諸島に関する 日本政府の基本的立場

尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。

中学校公民の教科書 に「日本固有の領土で、日本が実効支配 (実際に統治) している沖縄県の尖閣諸島について中国政府と台湾当局が領有を主張しています。」 (177ページ) とありますが、尖閣諸島の歴史について、くわしく教えてください。



それはわっ！



政府は、明治18年 (1885年) から、何度も尖閣諸島の現地調査を行い、無人島であること、中国 (当時の清国) の支配下にはないことを確認しました。その上で、明治28年 (1895年) 1月14日に、正式に日本の領土であることを閣議決定し、現地に標識を立てました。

それ以来、尖閣諸島は沖縄県の所管となり、明治35年には、各島は、沖縄県八重山郡大浜間切登之城村 ※ として、地番 (住所のこと) が制定されました。

そうだったんだ

昭和20年 (1945年) の第二次世界大戦後に、尖閣諸島は、沖縄を含む西南諸島の一部として、アメリカ合衆国の施政下 (政治を行うこと) に置かれましたが、昭和46年 (1971年) の沖縄返還協定によって、日本に復帰しました。 ※ 現在では、例えば、魚釣島は「石垣市字登野城2392番地」となっています。



今は、無人島だけど、明治時代には、人が住んでいて、鯉節工場がありました。



調べてみると・・・

では、その当時は、どんな人たちが、どういう生活をしていただのでしょうか。



もっと知りたいな

尖閣諸島を開拓したのは、古賀辰四郎氏でした



明治17年（1884年）ごろから、すでに鯉節製造などの事業を行っていた古賀辰四郎氏が、政府に国有地借用願（国の土地を借りるための申請）を出しました。

明治29年（1896年）、明治政府は、古賀氏に尖閣諸島の土地を、30年間無償で貸すことを許可しました。

古賀氏は、政府の許可後、尖閣諸島に開拓団を送り、羽毛や珊瑚の採集、鯉節や缶詰の製造、肥料にするための海鳥の糞の採集などの事業を経営しました。

その後、明治42年（1909年）には、248人（99戸）の人々が暮らしていたと伝えられています。



いろいろな仕事をしていたのですね！



魚釣島の鯉節工場の前に立つ古賀辰四郎氏 尖閣諸島を開拓した。



当時、魚釣島には200名余りの人々が暮らしていた。（明治30年代）



魚釣島で行われていた鯉節製造の風景（明治30年代）



魚釣島の人工の船着場（明治30年から43年ごろ）



魚釣島には、10数戸の民家が見える。○内は日本国旗（明治30年から43年ごろ）



今でも、魚釣島・南小島・久場島には、鯉節工場や住宅の跡、水をためていたと思われるレンガ造りの囲いなどが残っています。

魚釣島の人工の入江は、島に住んでいた人たちによって、長い時間をかけて築かれました。

多くの人が生活していたんだね！



昭和7年（1932年）には、政府が尖閣諸島を古賀辰四郎氏の息子の善次氏に払い下げ、4島は古賀氏の私有地となりました。古賀氏は、同諸島で、アホウドリの羽毛採取や水産加工等を行い、毎年政府に、地租（土地にかかる税金）を払っていました。

昭和15年（1940年）ごろ、古賀氏が事業をやめて、尖閣諸島を去ったため、その後は無人島となりました。

昭和27年（1952年）、第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約により、尖閣諸島はアメリカ軍の施政下に置かれ、久場島と大正島は、爆撃演習地域に指定されました。

昭和44年（1969年）、国連アジア極東経済委員会から、周辺海域に石油が埋蔵されている可能性があるとの報告がありました。その後、中国と台湾が領有権を主張するようになりました。

昭和47年（1972年）、日米の沖縄返還協定で、尖閣諸島も日本に返還されました。

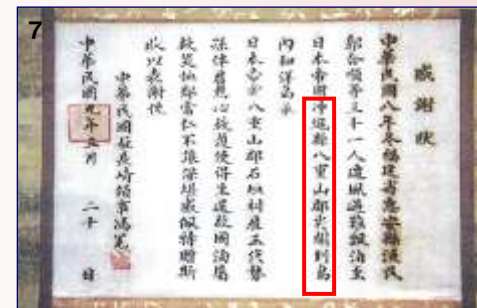
それからどうなったのだろう？



尖閣諸島に関する主なできごと ①

明治17（1884）年頃	古賀辰四郎氏が魚釣島を探検以降、羽毛の採取や漁業に従事
明治28（1895）年1月14日	政府が尖閣諸島を日本の領土に編入する閣議決定
明治29（1896）年9月	政府が古賀辰四郎氏に魚釣島、久場島、北小島、南小島を、30年間無償貸与することを決定
大正9（1920）年5月20日	中華民国が、漁民を救護した日本人に感謝状を贈呈 感謝状には「沖縄県八重山（やえやま）郡尖閣列島」と明記
昭和7（1932）年	政府が古賀善次氏に魚釣島、久場島、北小島、南小島を払い下げ
昭和21（1946）年1月29日	連合国軍総司令部が訓令 尖閣諸島が米軍の直接管理下に
昭和27（1952）年4月28日	サンフランシスコ平和条約発効 尖閣諸島は引き続き米国の施政下に
昭和44（1969）年5月	国連アジア極東経済委員会が、周辺海域に石油埋蔵の可能性を指摘
昭和46（1971）年6月11日	台湾が尖閣諸島の領有権を主張
12月30日	中華人民共和国（以下「中国」という。）が尖閣諸島の領有権を主張
昭和47（1972）年5月15日	沖縄返還協定発効 尖閣諸島の施政権が日本に返還 政府が久場島を賃借

中国側が尖閣諸島を日本の領土であると認めていたと考えられる事例



1920年に中華民国領事が出した日本人に対する感謝状には、「沖縄県八重山郡尖閣列島」と記されている。（□囲み編者）



1960年に中国で出版された地図には、尖閣諸島が琉球群島に属するものとして、「魚釣島」「尖閣群島」と記載されている。（○囲み編者）

「琉球諸島は、我が国（中国）の台湾東北部及び日本の九州南部の間の海上に散在しており、尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大隅諸島、トカラ諸島、大隅諸島の7組の島嶼からなる。」（『人民日報』（中国の新聞）1953年1月8日（抜粋・仮訳））

1953年（サンフランシスコ平和条約発効後）には、中国は、尖閣諸島を琉球諸島の一部ととらえていた。

【現在の中国・台湾の主張】 中国は、「尖閣諸島は、古来から中国固有の領土で、歴史資料によれば、中国人が最も早くに発見し、漁業を行うなどしており、台湾に付属する島だった」また、「日清戦争（1894年～95年）で、日本に取られた」などと主張しています。また、台湾も、地質構造などから、自国の領土であると主張しています。

※これらの主張に対して、日本は「いずれも尖閣諸島に対する中国の領有権を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とは言えない。」としています。